

「電気用品の範囲等の解釈について」の一部改正について（説明資料）

平成30年2月
経済産業省製品安全課

1. 現状

リチウムイオン蓄電池は、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とした電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二により特定電気用品以外の電気用品として指定され、製造又は輸入の事業の届出、製品の技術基準適合及び検査、PSEマーク表示等の規制が行われている。

その中で、リチウムイオン蓄電池が組み込まれたポータブルリチウムイオン蓄電池（いわゆるモバイルバッテリー）については、運用上「電気用品の範囲等の解釈について（平成24・03・21商局第1号）」Ⅲ リチウムイオン蓄電池（9）の、『リチウムイオン蓄電池が機器に装着された状態の場合、リチウムイオン蓄電池は機器の一部と見なされるので、この状態での輸入・販売は、電安法上リチウムイオン蓄電池の輸入・販売行為とは解さず、対象外として取り扱う』に該当するものとして取り扱っている。

2. 改正の内容

近年事故が多発しているリチウムイオン蓄電池が組み込まれたポータブルリチウムイオン蓄電池（いわゆるモバイルバッテリー）は、電子機器類の外付け電源として用いられるリチウムイオン蓄電池そのものであると解されることから、「電気用品の範囲等の解釈について（平成24・03・21商局第1号）」を改正し、今後ポータブルリチウムイオン蓄電池は電気用品安全法の規制対象として取り扱うことを明確にする。

なおこれに伴い、改正前の同解釈通達Ⅲ（9）に基づく「リチウムイオン蓄電池が組み込まれたポータブル蓄電装置の電気用品安全法上の取り扱いについて（平成24年9月にHP掲載）」については廃止する。

3. 今後のスケジュール

改正：平成30年2月1日。ただし、この通達による改正後の規定のうち、Ⅲ（9）の適用については、改正の日から1年間は、なお従前の例によることができる。